

第 25 回生産物分類策定研究会 議事概要

- 1 日 時 令和 2 年 2 月 7 日（金）13:30～16:30
- 2 場 所 総務省第二庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（統計局）、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
- 4 議 題
 - 1 個別分野の検討について
 - ・ C 鉱業，採石業，砂利採取業
 - 2 研究会における議論等を踏まえた修正等について
 - ・ 第 23 回研究会（A 農業，林業、B 漁業）
 - 3 その他
 - ・ E 製造業における諸課題について

5 概 要

事務局から、資料に基づき、「C 鉱業，採石業，砂利採取業」に係る生産物分類の分類原案及び第 23 回研究会における議論等を踏まえた修正等（A 農業，林業、B 漁業）について説明があった。さらに、「E 製造業」における諸課題についての説明があった。

主な意見は以下のとおり。

【1 C 鉱業、採石業、砂利採取業について】

- いわゆる都市鉱山から取り出される鉱物は、C 鉱業の生産物分類に含まれるのか。
 - 都市鉱山から取り出される鉱物を考慮して分類を作成していなかったが、分類案は鉱物の名前で整理している。都市鉱山から取り出される鉱物も物質的にみれば対象となり得ると思われるが、産業廃棄物処理サービス等との関係を考慮する必要もある。
 - 廃棄物を回収してリサイクルする事業所は日本標準産業分類（J S I C）では、卸売業の中の再生資源卸売業に当たるが、廃棄物から取り出される鉱物、つまり中古品の鉱物を生産物分類としてどのように整理するか検討しなければならない。鉄や金、銀、プラチナ等の非鉄金属が廃棄物から取り出されるとしても、精錬所等で精錬されるのであれば、製造業に位置付けられ、製造品に整理される。
- 採掘した石を砕いても製造品になるのか。
 - 採掘場で石を砕いた場合は鉱業に含まれるが、採掘場で製品まで作る場合も考えられることから製造業と鉱業の線引きが難しく、採掘場でどこまで行っているかを明確に把握できていないのが現状である。

→ J S I Cでは、採掘場で砕くのは鉱業であるが、運搬されて別の場所で粉碎するのは製造業になる。J S I Cは事業所単位で適用するのでそのような整理になっているが、生産物分類では鉱物の加工度合いに応じて鉱物や製造品に区分することになると思うので、製造業の検討では留意すべき。

【2 第23回研究会における議論等を踏まえた修正等（A 農業、林業、B 漁業）について】

（農業、林業、漁業における詳細分類の設定の考え方について）

○ 結果的に分類の粒度が細くなり、農林漁業統計では把握できるとしても、他の統計で把握できるのかという問題は残るかもしれないがいかにか。

→ 回答者にとっては細かい方が回答し易いということもあるので、統計調査の目的や必要性に応じて利用するという認識でよいのではないか。

（ペットについて）

○ ペット用の動物が展示用動物や昆虫などと一緒に「他に分類されないその他の動物及び畜産物（非食用）」に含まれていることに違和感がある。

→ そもそも当初案でペットを区分したのは、一般消費者向けを区分することがねらっていたが、業界団体へのヒアリングでは区分可能性が確認できなかったということ。

→ 業界団体によると、動物の生産・出荷時点でペット用かそれ以外かを区分することは困難であるとのことであった。ペット用か否かを区分することは困難であるが、例えば「犬」、「猫」など動物の種類で区分することは可能かもしれない。ただし、生産額がどの程度あるかは確認が必要と思われる。

→ ペット市場の金額がどの程度かを確認した上で、動物の種類による区分を検討することとする。

○ 家計で飼い犬が子犬を産んだ場合はどのように取り扱うべきか。

→ 基本的に生まれた子犬が販売されることは想定されず、家庭菜園で採れた野菜と同様に扱うことが適当であると考えられる。

（園芸サービスについて）

○ 「官公庁向け園芸サービス」とは公園等においてサービスを行うことを意味するのか。

→ 当該サービスの発注者が官公庁であることを意味しており、これにより産出先を区分することが可能となる。

→ サービスの用途・質としては事業者向けも官公庁向けもほぼ同様と考えられるが、産出先の違いについて区分可能性が確認できたため、分類基準に基づき詳細分類で区分することとする。

(非食用の魚介類について)

- 「種苗用の魚介類」とあるが「種苗用」とは通常用いられる用語であるのか。
 - 漁業産出額統計の海面養殖業魚種分類において、「種苗養殖魚種」と使用されているところから引用している。

(その他)

- 改めて確認したいのだが、生産物としての牛とは「牛が生まれた」ということを意味するのであり、と殺は含まれないと考えてよいか。
 - 牛が生まれたこととその後の成長分が生産物に含まれるということではないか。
 - 例えば、野生のシカは生まれても生産物にはならず、殺した段階でジビエとして生産物に含まれることになるが、牛の場合は生まれて成長したものが生産物になるという理解でよいか。
 - SNAでは、人間の管理下において成長した分は生産物であり、人間の管理下でない野生で成長した分は生産物ではないと考える。
 - シカを殺した段階で生産物に含まれると考えるのか、それともシカが売れた段階で生産物に含まれると考えるのか。
 - 例えば、分類案には「鶏」と「ひな」という生産物がそれぞれ設定されており、「鶏」は「ひな」が成長したものであるが、生まれて成長したものが生産物であるとするならば、ここで言う「鶏」とは何だと理解すればよいか。
 - 養鶏農家がひなを買ってブロイラーにして売る時にその差額が発生するが、それが統計的には生産ということになる。また、ジビエの場合は、殺した段階ではどれだけ生産したか分からないが、売った段階でその生産額が確定することになる。
- 「その他の工芸農作物（非食用）」の内容例示に記載されている「その他の繊維原料農産物」、「その他の製紙原料農産物」及び「その他の薬品原料農産物」など、特定の産業に利用される農産物を区分して設定することも検討すべきではないか。
 - 今回の分類案では、原則として生産農業所得統計やHSコードの6桁レベルで設定されている品目を採用しており、その中で採用されている品目に御指摘のような区分があれば（結果的に）採用した形になっている。
 - SUT体系において使用表を作成する際に、特定の産業に利用される生産物が設定されていれば有用である。区分可能との情報が得られるのであれば、区分して設定することも検討することとする。
- 貿易統計から反映されたカカオ豆の分類は「工芸農作物」、ナッツの分類は「果実」となっているが、このようなHSコードと、国内生産物の区分となっている生産農業所得統計は、豆や種の区分の整合は取れているのか。
 - 基本的にはHSコードと同じ整理になっていると考えているが、他の豆類も含め

て再度確認を行う。

【3 製造業における諸課題について】

(製造業のサービス化について)

- 統計調査用の分類としては、回答可能性の観点から製品とサービスを一括して捉えることが必要な場合もあるが、SUT作成という観点からは製品とサービスを区分して分類することが必要となる。生産物分類としては製品とサービスを区分して設定し、統計調査ではこれらをパッケージとして一括して把握するということも考えられるのではないか。
- 7ページの(1)②で「製品かサービスかいずれかに一括掲記する」とあるが、どちらかに寄せてしまうことは適切ではないのではないか。例えば製品：サービスが1：9など、明らかに一方が大きい場合は一括掲記するという意味か。
 - ご指摘のとおりであり、例えば機械設備とその据付のように、付随費用が取得原価に含まれるようなものを想定しているが、これ以外にどのようなものがあるか、今後調べる必要があると考えている。
- 例えば、携帯電話を1円で販売し、通信料で収益を得るような販売形態の取り扱いはどうすべきか。
 - 会計原則上は、携帯電話と通信料の売上を定価等の公正な市場価格に基づき調整して処理することとされているため、適正に区分可能であると考えている。
- サービス分野の生産物分類の検討では、旅行サービスのように複数のサービスがほぼ同時に提供されるものは、企業における区分可能性が低いため、パッケージサービスとして設定されたものと認識している。一方で、財とサービスでは、財は短期で提供されるが、それに伴う保守サービスは長期にわたり提供されるので、区分可能性は高いと考えている。
- サービス分野の生産物分類で設定した3PL（サードパーティーロジスティクス）は、コンサル、運輸、倉庫などが含まれるが、企業側でそれぞれの価格がつけられないという実態を踏まえてパッケージサービスを設定したものである。原則として区分できるものは区分するという考え方に異論はないが、企業側で経理上区分することが困難なものは、パッケージとして設定せざるを得ないものであり、これまでの本研究会での議論を見直して、パッケージとして設定したものまで全て区分することは避けるべきと考える。
 - 統計調査の際には明確にさせなくてはならないが、あまり厳密に区分してしまうと、調査回答者の負担感が増してしまうため、取り扱いについて引き続き検討していく必要がある。

(生産設備を有しない（ファブレス）企業について)

- 各種の議論でよく取り上げられる米国のA社は、日本と韓国から部品を調達し、中

国で組み立てて、アメリカに出荷している。製造は外部に委託しているが、設計・デザイン・マーケティングはA社が行うため、そのマージンを売上と捉えて卸売業に位置付けている。

しかし、SNAでは、1つには委託加工のための財の移動は輸出入に計上しないという原則、もう1つは仲介貿易では、購入相手国に対してはマイナスの輸出を計上し、売先相手国に対してはプラスの輸出を計上するという原則がある。

A社の経済活動もこれらの原則を適用すればいいのだが、委託加工については財の輸出が計上されないので、その点が説明できない。A社はすべての過程において原材料及び製品の所有権を持っているため、SNAでは所有権に変更がないのであれば、製造加工を委託しているとしても製造業と考えるため、A社は製造業として整理する余地がある。同様に、日本の大手アパレル企業も、全ての工程において原材料及び製品の所有権を有しているため、製造業になる余地がある。

→ 日本の商社もA社と同じようなことを行っている。産業分類の格付けによって、生産活動としては同じことを行っても生産物分類が異なることは適切ではなく、工業統計の扱いを生産物分類にそのまま用いることには疑問がある。

→ J S I Cと国際標準産業分類（I S I C）の製造業と卸売業の把握のズレは、日本と欧米の調査の仕方の違いであると考えられる。日本においては、調査員が現場を確認し、製造設備の有無を基に製造業であるか否かを判定するが、欧米においては、財務諸表上に記載されている内容から製造業か否かを判定している。ただ、このような扱いは、製造設備を有しない企業が製造を行うように見えるために生産性分析の観点から疑義が示されており、次回I S I Cの改定における論点とされている。このような状況を踏まえ、今回の案は、現在のJ S I Cの扱いに基づくものとなっていると理解している。

→ 産業分類と生産物分類は切り離して独立して考えていく必要があるのではないかな。

(製造小売の扱いについて)

○ 以前、別の研究会の議論で、寿司屋の持ち帰り飲食サービスと製造小売は何が違うのかという議論があった。一方で、製造工場が卸売業・小売業を通じて販売する場合とインターネットで直販する場合は同じ製造となるが、本当に同じでいいのかとも考えられる。そもそも「製造小売」といった生産物を設ける必要はあるのか。調査において「製造」と「小売」を別々に記載してもらうのが理想だが、回答可能性は低いと考えられる。

→ スーパーにおいて提供されている惣菜には2種類あり、1つはセントラルキッチンで調理しているもの、もうひとつはスーパー内で調理しているものである。現時点で具体的な案はないが、この2つがうまく整理できればいいのではないかと考えられる。

- 産業分類の観点かもしれないが、製造小売と通常の小売では、そもそも投入構造が異なるので、そのような点も整理をする上で気をつける必要がある。
- 結論は急がずに、製造小売についてどう整理すべきかの更なるリサーチが必要ではないか。製造小売や賃加工の問題は昔から議論されてきているが、昔から存在する豆腐屋の「製造小売」と昨今のアパレル企業が行う現代的な「製造小売」は全く異なるものであり、同じ「製造小売」として議論することに違和感がある。
 - 賃加工も同様で、昔はプレス加工など製造工程の一部を行うのが賃加工であったが、主にファブレス企業では全ての工程を委託するものも多くみられ、従来型の賃加工とは異なると考えられるため、生産物としては何らかの方法で区分することが望ましい。
- 本日議論した諸課題については、すぐに結論の出るものではないので、今後も継続して議論する必要がある。次回以降の研究会では製造業の生産物分類を検討することになるので、具体的な分類案を見ながら本日の諸課題についても引き続き検討していくこととしたい。

(以上)